

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 島根県作業療法士会と称する。

(事業所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県大田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、主として島根県内に勤務もしくは居住する作業療法士の学術技能の研鑽及び人格の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、県民の健康と福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 作業療法の学術の発展に関する事業
- (2) 作業療法士の技能の向上に関する事業
- (3) 作業療法の普及と振興に関する事業
- (4) 作業療法の有効活用の促進に関する事業
- (5) 作業療法士の福利厚生に関する事業
- (6) 関係団体との交流に関する事業
- (7) その他前条の目的を達するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、山陰中央新報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、そのうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有するもので島根県内に勤務する者又は住所を有する者

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人または法人

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会届を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会の決議により決められた入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費その他の拠出金については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第6条に規定する資格を失ったとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき
- (5) 2年以上会費を滞納したとき
- (6) 除名されたとき
- (7) 総社員の同意があったとき

(退会)

第10条 会員はいつでも任意に退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対してあらかじめ退会の予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、当法人は、第20条第2項に定める社員総会の特別決議をもって当該会員を除名することができる。

2. 当法人は、除名しようとするその会員に対し、前項の総会の日から1週間前までにその旨の通知をし、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
3. 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(会員名簿)

第12条 当法人は会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 総会

#### (種別)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。
3. 当法人の総会をもって一般法人法における社員総会とする。

#### (構成)

第14条 総会は、すべての社員をもって構成する。

#### (権限)

第15条 総会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び解散時の残余財産の処分
- (8) 合併
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催)

第16条 定時総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき
  - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき

#### (招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会の招集通知は、総社員に対し、会日の1週間前までに総会の目的たる事項及び日時・場所を書面に記載して発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、2週間前までに発するものとする。
3. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(総会の決議)

第 20 条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第 49 条第 2 項の定めによる特別決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理・書面による行使)

第 21 条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 総社員の現在数
  - (3) 総会に出席した社員の数(書面及び代理人による議決権行使者を含む)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の要領及び発言要旨
2. 議事録には、議長及び出席した理事がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をする。
  3. 議事録は総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置く。

(会員への公示)

第 23 条 総会の議事の経過の概要及び議決の結果は会員に公示する。

2. 公示は書面及び電磁的記録で行うものとする。

## 第 4 章 役員等

(役員の種類及び員数)

第 24 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 25 名以内

## (2) 監事 2名

### (役員を選任等)

第25条 理事は、社員の中から総会の決議により選任する。

2. 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から定める。
3. 監事は、社員の中から総会の決議により選任する。ただし、必要があるときには、社員以外の者から選任することができる。
4. 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

### (理事の職務権限)

第26条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2. 会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 副会長が2名いる場合には、あらかじめ理事会において定めた順序により会長を補佐するものとし、その順位に従い第一副会長、第二副会長とする。
5. 会長（会長以外の理事であって、理事会の決議により当法人の業務を執行する理事として選定されたものがあるときは、その理事を含む。）は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務)

第27条 監事はこの法人の事業及び会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) この法人の会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見した時には、これを理事会及び総会に報告すること。
- (4) 必要があるときには、法令に定めるところにより、理事会の招集を請求し、又は招集すること。
- (5) 法務省令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (6) 理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
- (7) 総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について説明をすること。

### (役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 増員により選任された理事の任期は、在任する他の理事の任期の残存期間と同一とする。
4. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (顧問及び相談役)

第30条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問は、社員以外の者から理事会の決議を得て会長が委嘱し、相談役は、社員の中から理事会の決議を得て会長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、当法人の重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
4. 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
5. 顧問及び相談役は無報酬とする。
6. 顧問及び相談役には、職務の執行に要する費用を弁償することができる。

#### (役員報酬)

第31条 役員報酬は無報酬とする。

2. 役員にはその職務の執行に要する費用を弁償することができる。
3. 前項に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める費用弁償規則による。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない職務の執行に関する事項

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(開催)

第34条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年6回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集及び招集通知)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会の招集通知は、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、

その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、会長（会長以外の理事であつて、理事会の決議により当法人の業務を執行する理事として選定されたものがあるときは、その理事を含む。）が第 26 条第 5 項の規定に基づいてする報告については、この限りでない。

(会員への公示)

第 40 条 理事会の議事の経過の概要及び議決の結果は会員に公示する。

2. 公示は書面及び電磁的記録で行うものとする。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般法人法施行規則第 15 条第 3 項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した理事及び監事が署名若しくは記名押印または電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 42 条 理事会の運営に関する事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 43 条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 44 条 当法人の資産は、理事会が定めるところにより、会長が管理する。

(会計の区分)

第 45 条 当法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 法人事業の内、非収益事業に係る会計
- (2) 法人事業の内、収益事業に係る会計
- (3) 前 2 号に該当しない事業に係る会計

(経費の支弁)

第 46 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 48 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を、主たる事務所に 5 年間備え置き、会員及び債権者の閲覧に供する。
  3. 当法人は、第 1 項の定時総会の終了後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 49 条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総社員の半数以上が出席し、その社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2. 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 当法人は、会員に対し、剰余金の分配をしない。

(会計上の原則)

第51条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決をもって変更することができる。

(合併等)

第54条 当法人は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決をもって、一般法人法上の他の法人との合併、事業の全部の譲渡を決議することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第55条 当法人は、一般法人法第148条各号に定める事由により解散する。

2. 当法人が総会の議決により解散するためには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数の議決を要するものとする。
3. 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決により当法人と類似の事業を目的とする他の一般法人法上の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 当法人は公正で開かれた事業を推進するために、その事業状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第57条 当法人は、会員より提示された個人情報の保護に万全を期するものとする。会員への事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または提供してはならない。

2. 役員は、その業務を職務上担当する会員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3. 役員は、個人情報を取り扱う会員に対し、その業務中及び業務終了後、または在職中及びその職を退いた後においても、個人情報の保持に務めることを義務づけるものとする。
4. 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規定による。

## 第9章 附則

(委任)

第58条 当法人の運営に必要な事項は、この定款に定めるものの他、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第59条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の事業計画及び収支予算)

第60条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立後初めて行われる総会の定めるところによる。

2. 当法人の設立直前まで島根県作業療法士会の会員であった者が当法人に入会する場合は、入会金を免除する。

(設立時役員)

第61条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

— 省 略 —

(設立時社員)

第62条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

— 省 略 —

2. 当法人成立前の島根県作業療法士会の会員は、第7条の規定にかかわらず、当法人の設立時から当法人の正会員（社員）になったものとみなす。

(法令の準拠)

第63条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人島根県作業療法士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 24 年 4 月 22 日

設立時社員	氏名	泉	靖司
設立時社員	氏名	森脇	伸哉
設立時社員	氏名	小林	央
設立時社員	氏名	楠田	敦子
設立時社員	氏名	吉岡	弘恵
設立時社員	氏名	川上	拓也
設立時社員	氏名	石川	剛史